

別府市監査委員告示第4号

監査結果について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象課	ONSENツーリズム部	文化国際課
	教育委員会	教育総務課

平成22年9月30日

別府市監査委員 櫻井美也子

同 三ヶ尻正友

同 金澤晋

監 査 報 告 書

1 監査の対象及び期間

ONSEN ツーリズム部 文化国際課

監査期間 平成 22 年 4 月 5 日から平成 22 年 4 月 28 日まで

教育委員会 教育総務課

監査期間 平成 22 年 4 月 28 日から平成 22 年 6 月 1 日まで

2 監査を実施した委員

別府市監査委員

櫻 井 美也子

同

三ヶ尻 正 友

同

金 澤 晋

3 監査の方法

地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定に留意し、監査時までの事務事業の運営及び財務に関する事務が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類等を調査するとともに、必要に応じ関係職員の説明を聴取して行った。

4 監査の結果

監査の結果、一部改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

(文化国際課関係)

(1) 海外留学奨励金について

交付事務において、会計事務処理上必要のない請求書を提出させていた。また、收受文書の中に文書登録をしていないものが見受けられた。別府市会計事務規則及び別府市文書管理規程に基づき適正に処理されたい。

平成 20 年度以前に奨励金を交付された者のうち、申請時の留学期間を経過し、「留学を終了し、帰国したとき。」に該当すると思われる者が複数名見受けられたが、別府市海外留学奨励金交付要綱第 7 条の規定による報告は、一件も提出されていなかった。実態を調査し、必要に応じて要綱に基づく報告を求め、適正に処理されたい。

(2) 私費外国人留学生奨学金について

別府市私費外国人留学生奨学金交付要綱第9条の規定により、途中で受給資格を喪失した等の届出を受理したのみで、交付の取消しに係る意思決定をせず放置されているものが見受けられた。要綱に基づいた適正な事務処理を行われたい。

会計事務処理において、支出負担行為決議書と支出命令書の各々の起票によらず、支出負担行為兼支出命令書によって支出していた。交付決定時に支出負担行為を起こし、4か月毎の請求時に支出命令により処理するよう改められたい。

文書收受において、文書登録をしていないものが見受けられた。別府市文書管理規程に基づき適正に処理されたい。

全体的に現行の事務処理について見直した上で、関係規程に基づいた適正な交付事務を徹底されたい。

(3) 補助金の支出について

文化活動育成事業補助金の支出については、提出された事業実績報告書等では、事業費さえ不明なものなど、申請者からの提出書類の不備が多く見受けられた。

また、会費、参加人員の取扱いが団体により異なるため、事業支出における会費の負担割合に各団体で大きな差が生じていた。

本補助金の目的、申請事務等の説明会を開催し、提出書類等の徹底を指導されたい。

なお、多額の繰越金が生じているにもかかわらず、補助金を支出しているものが複数件見受けられた。この取扱いについては、補助金の返還等を含め、内部で十分に検討されたい。

支出事務については、補助金交付決定時に補助指令書を作成していない、支出負担行為がなされていない等、不適切な事務が見受けられた。

また、文書收受においても文書登録をしていないものが見受けられた。

別府市会計事務規則等関係規程を遵守されたい。

その他補助金の支出については、補助事業者からの事業実績報告書の提出の遅れが見受けられた。

補助事業者に対し、別府市補助金等交付規則第9条の遵守を指導されたい。

(教育総務課関係)

(1) 備品購入費について

指名競争入札に係る業者から提出された書類において、委任状の訂正箇所を押す印鑑を委任者ではなく受任者の印鑑を押しているものや、物件供給入札書の入札者欄に誤った記名をしているもの、一部訂正しているが訂正印のないものが見受けられた。

また、物品売買契約書の契約者の押印や割印が使用印鑑として届出されているもの

と異なっているものが見受けられた。

別府市契約事務規則等の規程に基づき、適正に事務を執行されたい。

(2) 工事関係について

設計書の積算については建築・設備工事標準単価の運用に基づいて適正に処理されていた。

工事については機械・電気設備等の新・旧の埋設配管、管理図を作成し、将来、故障や破損時の維持管理に支障が生じないように注意されたい。

(3) 旅費について

執行された旅費の計算は適正に行われていたが、次の事項について改善されたい。

ア 旅行命令について

旅費運用マニュアルで教育長の旅行命令権者は委員長となっているが、対象となる案件全て決裁を受けていないので旅費運用マニュアルに基づき適正に処理されたい。

また、幼稚園新採用教員研修については旅行命令が発令されないまま研修会に参加していた。

別府市職員等の旅費に関する条例に基づき適正に処理されたい。

イ 予算計上されていない旅費について

予算作成時に必要な旅費について財政担当課と協議の上予算計上し、予算計上したもの以外の執行は原則的に行わないようにされたい。

また、支出費目の誤りが見られるが、事業別予算の趣旨にあった執行をされたい。

ウ 復命書について

復命がなされていないものが複数見受けられた。

別府市職員服務規程に基づき適正に処理されたい。

エ 教育委員への費用弁償について

教育委員が教育委員会等に出席した場合の費用弁償が支給されていないが、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例等に基づき適正に処理されたい。

(4) 使用料について

学校施設及び野口ふれあい交流センターの使用許可（各学校の体育館、運動場に係る使用許可に関する事務は、平成 21 年度よりスポーツ健康課に移管している。）、使用料の収納事務については、使用許可・減免許可に必要な教育長の決裁がとれていない、規則に定める使用許可書を発行していない、使用料免除の根拠が不明のもの、使用料減免申請書が未提出であるのに使用料を免除しているもの、規則上免除できない体育

館の電灯使用料を徴収していない等多くの不適切な事務処理が見受けられた。

特に学校施設の使用においては、使用者から納入された公金を預かり金として受け取り、納入者に対して領収証書を発行していなかった。

また、体育館、運動場の使用に係る事務は、一部を除いて別府市立学校施設の開放に関する規則により執行されるものであるのに、別府市立学校の設置及び管理に関する条例施行規則に基づき執り行われていた。

関係規程を遵守するとともに、使用料免除の基準、使用料の収納方法など早急な事務改善を図られたい。

意 見 書

平成22年度に実施した監査の結果に基づき地方自治法第199条第10項の規定により下記のとおり意見を提出する。

姉妹・友好・国際交流都市交流事業について

本市は、国際観光温泉文化都市として、木浦市、ボーモント市、烟台市、ロトルア市、バース市と姉妹・友好都市の盟約を結び、平成15年からは済州市と国際交流都市提携協定書を締結している。

これらの交流事業は、文化・経済・スポーツなどの交流により、本市の国際化に大きく貢献してきたものであるが、世界的な不況やインフルエンザの流行などの影響もあってかここ数年は事業そのものが減少傾向にあり、特に民間レベルでの交流に目立った成果が現れていないように見受けられる。

今後本事業により国際親善、国際理解を育み、文化・経済など幅広い分野において市民レベルの交流が進められるよう、公式訪問などの行政間の交流時に、各都市と積極的に実りある交流事業の展開について協議されることを要望する。